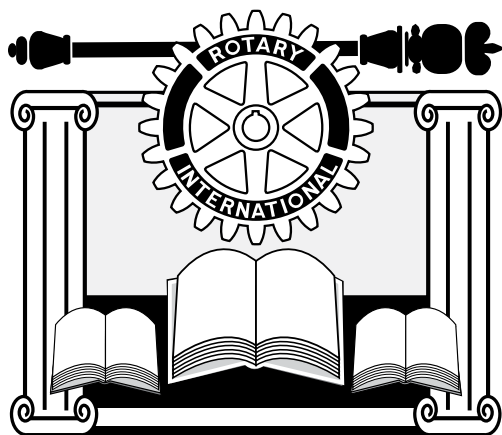


決議報告書

国際ロータリー
2010年規定審議会



規定審議会

2010年4月25～30日
米国イリノイ州、シカゴ

ROTARY INTERNATIONAL®

国際ロータリー2010年規定審議会 決定報告書

ロータリー・クラブ各位

国際ロータリーの規定審議会は、2010年4月25日～30日に、米国イリノイ州シカゴにて開催されました。RI細則第8.140.2項の手続きに基づき、採択された66の立法案を含め、審議会による決定をここにご報告いたします。

審議会では、計220件の立法案が審議されました。この中には128の制定案(RIの組織規定を改正する立法案)と92の決議案(RIの組織規定の改正を求めない立法案)がありました。これらのうち、審議会は47の制定案および19の決議案を採択しました。審議会は3件の立法案を、理事会による今後の検討に委ねました。審議会では101の立法案が否決され、50の立法案が撤回されたか、もしくは撤回されたとみなされました。採択された66の立法案のうち、51は提案された通りに審議会によって採択されましたが、15は修正の上採択されました。これら修正されて採択された立法案は、報告書に番号の上に*印を付けて記載されています。修正によって必要が生じた場合には、修正案の意図を正確に表すよう、立法案の表題にも変更が加えられています。

本報告書に記載された立法案の書式は、規定審議会に提出された形を取っています。現行の組織規定への変更がある場合、新しい言文には下線を引き、削除する原文には削除線が引いてあります。

採択されたこれらの立法案をお読みになるときは、各立法案は採択された通りに、個別のものとお考えいただくようお願い申し上げます。採択された各制定案は、現行の組織規定を改正してそれぞれの目的に合うよう起草されています。文書の同じ個所の変更を求める案件が2件以上ある場合、重複および相関するすべての変更は、2010年「手続要覧」を作成する際に加えられます。

本報告書の末尾に「立法案反対表明書式」が収められています。RI細則第8.140.3項に準拠し、クラブは採択制定案または採択決議案のいずれに対しても、本書式を用いて反対を表明することができます。記入漏れのない書式は、2010年8月30日までにエバンストンのRI世界本部に**必着しなければなりません**。この期日までに、審議회가採択した立法案について、必要数の反対票が提出された場合、この立法案は一時保留とみなされます。その一時保留から1カ月以内に投票用紙が用意され、各クラブに配布されます。投票は、一時保留とされた立法案について審議会決定の賛否の問題を提起するものとします。投票はRI細則8.140.5、8.140.6、8.140.7の各規定に則って実施されます。投票の結果に基づき、一時保留の立法案は無効となるかまたは復権するかが決まります。

各クラブは、審議会の決定のいずれかに反対する場合にのみ、本報告書の巻末の書式に記入し、ご返送くださるようお願いいたします。クラブが2010年規定審議会の決定に反対しない場合には、何も提出される必要はありません。

Ed Futa

エド・フタ(布田)
事務総長

決定報告書
目次

<u>審議会番号</u>	<u>表題</u>	<u>頁</u>
10-01	研修・リーダーシップ委員会の設置をクラブに奨励するよう.....1 RI 理事会に要請する件	1
10-05	「ロータリー・クラブ新モデル」試験的プロジェクトの概念を支持することを.....1 検討するよう RI 理事会に要請する件	1
10-06*	E クラブを規定する件.....2	2
10-07	クラブの名称または所在地域の改正案の通告をガバナーに提供することを.....6 義務づける件	6
10-09	資産関与権の喪失に関する規定を改正する件.....6	6
10-11	直前会長の役職を設ける件.....7	7
10-21	出席規定の適用の免除に関する規定を改正する件.....7	7
10-23*	出席規定の適用の免除に関する規定を改正する件.....7	7
10-27	出席記録の算出に関する規定を改正する件.....8	8
10-40	クラブが性的指向に基づいて会員身分を制約することをなくす件.....8	8
10-41	障害者のロータリー・クラブへの入会に関する方針を定めることを.....8 検討するよう理事会に要請する件	8
10-50	「衛星クラブの会員」という新しい会員種類を創設する立法案を次回の.....9 規定審議会に提案することを検討するよう、RI 理事会に要請する件	9
10-52	移籍ロータリアンおよび元ロータリアンに関する規則を改正する件.....9	9
10-53*	移籍ロータリアンおよび元ロータリアンに関する規則を改正する件.....10	10
10-56*	会員身分の終結に関する規定を改正する件.....11	11
10-59	クラブの広報活動において地区が大きな役割を担うよう要請することを.....11 検討するよう、RI 理事会に要請する件	11
10-61*	地区協議会と会長エレクト研修セミナーの開催時期を変更する件.....12	12

修正されて採択された立法案は、審議会番号の横に(*)印を付けて記載されています。

10-63	地区大会で投票を行う委任状による代理者の指定に関する規定を.....13 改正する件	13
10-65*	新入ロータリー・クラブ会員を対象に研修セミナーの実施をガバナーに13 推奨することを検討するよう、RI 理事会に要請する件	13
10-69	RI とロータリー財団の人道的プログラムに地雷救済活動を含めることを13 検討するよう RI 理事会に要請する件	13
10-70	RI とロータリー財団の人道的プログラムに地雷救済活動を含めることを14 検討するよう RI 理事会に要請する件	14
10-71	ロータリー平和コミュニティー (Rotary Peace Communities) の新プログラムを15 実施することを検討するよう RI 理事会に要請する件	15
10-73	世界平和のためのロータリアン宣言を採択することを検討するよう16 RI 理事会に要請する件	16
10-75	指定された被災地に一時的な救援物資を緊急に発送するための世界的17 リソースを研究、開始することを検討するよう、RI 理事会に要請する件	17
10-76	環境問題に対する認識を高めることを検討するよう RI 理事会に.....17 要請する件	17
10-78	持続可能なクリーンエネルギー・プロジェクトの支援を検討するよう.....18 RI 理事会に要請する件	18
10-87*	第五奉仕部門、「新世代奉仕」を加える件.....18	18
10-94	アーリーアクト・クラブ (Early Act clubs) を承認することを検討するよう.....19 RI 理事会に要請する件	19
10-102*	インナー・ホイールを RI の貴重な活動の仲間として認証することを20 検討するよう RI 理事会に要請する件	20
10-110	ロータリアンのパートナーを財団の補助金・奨学金プログラムの無資格者と20 することを検討するよう、管理委員会に要請する件	20
10-124	財団管理委員の選出手続きを改正する件21	21
10-125	財団管理委員の任命の時期を変更する件21	21
10-127*	人頭分担金を増額する件.....21	21
10-138	RI 理事に弁済された全経費および RI 理事に代わって支払われた.....22 経費を RI 年次報告に記載することを義務づける件	22

10-139	管理委員に弁済された全経費および管理委員に代わって支払われた 経費を財団年次報告書に記載することを義務づける件	23
10-140	RI 会長指名委員会の委員数を減らす件	23
10-142	理事職の資格条件を改正する件	24
10-149	RIBI で用いられる理事と会長指名委員会委員の 選出手続きを改正する件	24
10-151*	ガバナーの任務を改正する件	26
10-154	ガバナー・ノミネーの選出に関する規定を改正する件	26
10-155	ガバナー・ノミネーの対抗候補者に関する規定を改正する件	27
10-157	ガバナー・ノミネーの対抗候補者に関する規定を改正する件	28
10-159	ガバナー選挙の郵便投票の書式を改正する件	28
10-161	ガバナーの特別選挙に関する規定を改正する件	29
10-162	役員指名に関する規定を改正する件	29
10-164	選挙に関する申し立ての審査手続を明確にする件	30
10-164A*	選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件	30
10-165	RI の第二の標語を改正する件	31
10-167*	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	32
10-168	ロータリー財団の資金管理の方針に従わなかったクラブの加盟を 停止または終結させる権限を RI 理事会に与える件	32
10-169	加盟停止となったクラブの復帰と終結の時期を規定する件	33
10-172	監査委員会の職務権限を改正する件	33
10-173	長期計画委員会の職務権限を改正する件	34
10-176*	インターアクトに関する RI 常任委員会を設置する件	35
10-182	「社会奉仕に関する 1923 年の声明」の第一項を、 奉仕の哲学の定義として使用することを検討するよう RI 理事会に要請する件	35
10-183	ロータリアンがインターネットを通じて機関雑誌を受け取ることを認める件	36

10-186	機関雑誌の合同講読を認める件	36
10-190*	旅行経費の支払いに関する方針を RI 細則に定める件	37
10-191	カムリーバンクを RI 元会長の文書の記録保管所とすることを 検討するよう RI 理事会に要請する件	38
10-198	RI 会長が規定審議会の特別議員を 3 名まで任命できると 規定する件	38
10-203*	立法案の提案者に趣旨および効果の提出を義務づける件	39
10-205	審議会決定の一時保留に関する規定を改正する件	39
10-208	ロータリアンは 3 回を超えて規定審議会に代表議員として 出席してはならないと規定する件	40
10-210	地区大会における審議会代表議員選挙手続きを改正する件	40
10-211	審議会代表議員の指名手続きを改正する件	41
10-217	RI 国際大会の代議員の座席について改正する件	41
	採択立法案 投票数一覧表	42
	立法案 反対表明書式	43

採択決議案 10-01

研修・リーダーシップ委員会の設置をクラブに奨励するようRI 理事会に要請する件

国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、クラブ・リーダーシップ・プランが推奨する常任委員会に加えて、研修・リーダーシップ委員会を設置するようクラブに奨励することを検討するものとする。新会員も古くからの会員も含め、RI ならびにロータリー財団の目標、規則、リソースに関する知識が欠如しているロータリアンが多く見られる。これは、クラブが徹底した定期研修を継続的に提供していないことに起因している。さらに、クラブ会長などといったクラブの責務を引き受ける前に、指導力を改善する機会が与えられていないロータリアンが多すぎる。

(本文終わり)

採択決議案 10-05

「ロータリー・クラブ新モデル」試験的プロジェクトの概念を支持することを検討するよう
RI 理事会に要請する件

RI 理事会は、2000 年に既に「ロータリー・クラブ新モデル」と呼ばれる 3 年間(2001-2004 年度)の試験的プロジェクトにロータリー・クラブの参加を招請する決定を下した。

2001 年規定審議会は、この種の実験を許可する制定案を採択した。

プロジェクトの狙いは、ロータリー・クラブが新しい考えを生み出すことを奨励するものであった。

RI 理事会は、参加クラブの体験を観察し、継続的に報告するシステムを組織した。

RI 理事会は、プロジェクトを十分に評価するため、さらに多くの体験を得ようと、このプロジェクトをもう 3 年延長することを提案し、2004 年規定審議会がこれを採択した。

2005 年末、RI 理事会はプロジェクトから得られた体験に関する報告を受け取った。しかし、この報告書を受け取ったのは、プロジェクトに参加したロータリー・クラブのみで、地区ガバナーも審議会代表議員も受け取らなかった。

この報告書に対する RI 理事会からの唯一の反応は、新たに 3 年間の試験的プロジェクトを開始するというものだった。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー・クラブ新モデル試験的プロジェクトの概念を支持し、このような試験的プロジェクトの結果に基づく立法案を、次回の規定審議会に提案することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-06*

Eクラブを規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 1 条(手続要覧第 183 ページ)

第 1 条 定義

本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味を持つものとする。

1. 理事会:国際ロータリー理事会
2. クラブ:ロータリー・クラブ
3. 組織規定:国際ロータリー定款・細則と標準ロータリー・クラブ定款
4. Eクラブ:電子的な通信手段を通じて会合するロータリー・クラブ
5. ガバナー:ロータリー地区のガバナー
56. 会員:名誉会員以外のロータリー・クラブ会員
67. RI:国際ロータリー
78. RIBI:グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域単位
89. 年度:7月1日に始まる 12 カ月間

第 2 条(手続要覧第 183 ページ)

第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

2.010. RI への加盟申請

クラブの RI への加盟申請書は理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力を生ずる。

2.010.1. Eクラブ

理事会は、各 Eクラブを地区に割り当てるものとする。1つの地区に存在する Eクラブは2つまでとする。

2.020. クラブの所在地域

新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が含まれている地域が存在する場合、一つのクラブを結成することができる。一つ以上のクラブが存在するその同じ地域に、クラブを結成することができる。

2.030. Eクラブの所在地域

Eクラブの所在地域は、全世界、または、理事会の決定通りとするものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

および第 15 条(手続要覧第 224 ページ)

第 15 条 地区

15.010. 創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、1地区に2つを上回る E クラブが存在しない限り、境界に関わりなくいかなる地区にも E クラブを割り当てることができる。理事会は、クラブ数が 30 未満あるいはロータリアンの数が 1,000 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が 30 以上あるいはロータリアンの数が 1,000 名以上のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。

15.010.1. 同一地域内のクラブ

同一の市、区、自治体地域または都市部に数クラブが存在する場合、この数クラブの過半数の承認なしに、これらのクラブが異なる地区に編入されることはないものとする。同一地域にあるクラブは、E クラブを除き、同一地区に編入される権利を有する。このような権利は、前述のクラブの過半数が理事会に申請することによって、行使できる。理事会は、このような申請を受理後、この共存するクラブを 2 年以内に同一地区に編入するものとする。

および第 20 条 (手続要覧第 238 ページ)

第 20 条 機関雑誌

20.030. 雑誌の購読

20.030.1. 購読義務

米国およびカナダ以外のクラブならびに E クラブ の各会員が、RI の機関雑誌または RI の理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者とならなければならない。本人が会員となっている限り、その購読を続けなければならない。

さらに、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する。

第 2 条 (手続要覧第 242 ページ)

第 2 条 名称 (1つを選択する)

本会の名称は、 _____
(国際ロータリー加盟会員)

ロータリー・クラブとする。

または

本会の名称は、 _____
(国際ロータリー加盟会員)

E ロータリー・クラブとする。

第3条(手続要覧第242ページ)

第3条 クラブの所在地(1つを選択する)

本クラブの所在地は、次の通りとする。

または

本Eクラブの所在地は、(全世界) _____ とし、ワールドワイド・ウェブの www. _____
_____ 上にある。

および第6条(手続要覧第243ページ)

(第6条のうち1つを選択する)

第6条 会合

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会。 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第6条 会合(Eクラブ)

第1節 例会

- (a) 日。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日に、クラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって、定期の会合を開かなければならない。会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする。
- (b) 会合の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間のいずれかの日に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会。 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第9条 出席

(第1節の序文の段落のいずれかを選択する)

第1節 — 一般規定 各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

第1節 — 一般規定(Eクラブ) 各会員は本クラブの例会に出席すべきものとする。ある例会に出席したものとみなされるには、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に会員がその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクト・クラブ、インターアクト・クラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクト・クラブ、仮インターアクト・クラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
 - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。または、
 - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
 - (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席すること。または、
 - (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
 - (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において。例会のときに、
- (1) 本節(a)項の(3)に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、

- (2) RI の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (4) RI に雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。または、
- (5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

(本文終わり)

採択制定案 10-07

クラブの名称または所在地域の改正案の通告をガバナーに提供することを義務づける件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 252 ページ)。

第 19 条 改正

第 2 節 — 第 2 条と第 3 条の改正 定款の第 2 条(名称)および第 3 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも 10 日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

(本文終わり)

採択制定案 10-09

資産関与権の喪失に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 249 ページ)。

第 12 条 会員身分の存続

第 9 節 — 資産関与権の喪失 いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-11

直前会長の役職を設ける件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 246 ページ)。

第 10 条 理事および役員

第 4 節 — 役員 クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、1 名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、直前会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、理事会のメンバーであっても、またそうでなくてもよい。

(本文終わり)

採択制定案 10-21

出席規定の適用の免除に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 246 ページ)。

第 9 条 出席

第 3 節 — 出席規定の免除 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-23*

出席規定の適用の免除に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 246 ページ)。

第 9 条 出席

第 3 節 — 出席規定の免除 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (b) 年齢が 65 歳以上の会員で、かつ、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

(本文終わり)

採択制定案 10-27

出席記録の算出に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 246 ページ)。

第 9 条 出席

第 3 節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。
- (b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。 会員が現役の RI 役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席の記録。 本条第 3 節 (b) または第 4 節の下に出席規定の適用を免除された会員はがクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれないものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-40

クラブが性的指向に基づいて会員身分を制約することをなくす件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 186 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.070. 会員身分の制約

細則第 2.030 節の規定にかかわらず、いかなるクラブも、RI 加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、または国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくは RI 定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款のいかなる規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし、効力はないものとする。

(本文終わり)

採択決議案 10-41

障害者のロータリー・クラブへの入会に関する方針を定めることを検討するよう
RI 理事会に要請する件

障害者は会員としてロータリーに入会することができる。ロータリー・クラブは、障害者のために健全な環境を提供すべきである。会場場所はすべて、障害者が問題なく入場できるよう、バリア

フリーの基準を満たしているべきである。例えば、聴覚障害のある会員には、会合での話し合いを支障なく理解し、それに参加できるよう、手話翻訳機や配慮の行き届いた施設が提供されるべきである。

国際ロータリーが障害者のための方針を設けていないという事実は、世界全体の傾向にそぐわないものである。ロータリー・クラブに入会して奉仕したいと考える障害者は多いため、国際ロータリーは、彼らにもロータリー・クラブに入会する同等の機会を提供すべきである。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、障害者のロータリー・クラブへの入会に関する方針を定めることを検討するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 10-50

「衛星クラブの会員」という新しい会員種類を創設する立法案を次回の規定審議会に提案することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

新クラブの結成を通じて会員増加を促進することは国際ロータリーの第一の目的である。仮クラブと同じように運営される衛星クラブの結成をロータリー・クラブに認めることによって、大きな進展がもたらされると思われる。ただし、衛星クラブの全会員はスポンサー・クラブの会員となり、クラブが加盟を申請する資格を得るまでの間、衛星クラブとして運営されるという明確な違いがある。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、衛星クラブの会員にスポンサー・クラブの会員となることを認め、クラブが国際ロータリーに加盟を申請する資格を得るまでの間、衛星クラブとして機能することを認めるため、次回の規定審議会に立法案を提出することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-52

移籍ロータリアンおよび元ロータリアンに関する規則を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 186 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人がそのクラブの地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて貸与されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員として入会には、本節の下に、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属し

ていたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 243 ページ)。

第 7 条 会員身分

第 4 節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン 会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由、または退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員に推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、本節の下に、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。

(本文終わり)

採択制定案 10-53*

移籍ロータリアンおよび元ロータリアンに関する規則を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 186 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人がそのクラブの地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて貸与されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金が一切ない旨記したその会員候補者の元のクラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求することが奨励される。

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 243 ページ)。

第 7 条 会員身分

第 4 節 — 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

- (a) 会員候補者。会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、この被推薦者がかつて属していたクラブを退会する理由または退会した理由は、本人がそのクラブの地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて貸与されていた職業分類

の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。本節の下に正会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員の身分が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。本クラブの会員候補者が、ほかのクラブの現会員または元会員であり、そのクラブに対して負債がある場合、この候補者は本クラブへの入会資格がない。本クラブは、ほかのクラブに対して金銭的債務がないことの書面による署名を提出するよう、会員候補者に要求することができる。

- (b) 現会員または元会員。本クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている本クラブの現会員または元会員が、本クラブに対して金銭的債務を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-56*

会員身分の終結に関する規定を改正する件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 248 ページ)。

第 12 条 会員身分の存続

第 5 節 — 他の原因による終結

- (a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の 3 分の 2 を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。本会合の指針となる原則は、第 7 条の第 1 節および、「四つのテスト」、およびロータリー・クラブ会員として持つべき高い倫理基準とする。

(本文終わり)

採択決議案 10-59

クラブの広報活動において地区が大きな役割を担うよう要請することを
検討するよう、RI 理事会に要請する件

近年、ロータリーはその公共イメージをさらに重要視している。

ロータリーは、新たなクラブ構成の一機能として、広報を指定している。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は以下を要請することを検討するものとする。

- a) ロータリーの広報を継続して実施しているロータリー・クラブの広報活動において、ロータリー地区と地区広報委員会が、長期計画、管理、調整、指導の面で、大きな役割を担うこと。

- b) 地域や国のメディアが複数の地区範囲に及んでいる場合、紙面と電子版のロータリーのニュースが効果的に紹介されるよう、地区同士で責任を共有すること。
- c) 地区が立案した広報の長期計画を成功させるため、地区がクラブに対して十分なオリエンテーションと研修を提供すること。
- d) クラブが、印刷、放送両メディアに関し、メディア関係者との緊密かつ直接的な連絡経路を築き、報道関係者との協力関係を築くこと。さらに、クラブのメディア担当者が、メディア関係者および適切な地区役員との会合を年に少なくとも1回手配すること。
- e) 毎年、できればガバナー訪問または相互に同意したそのほかの機会に、クラブが広報に関する報告書を地区に提供すること。
- f) クラブの広報活動の業績を、年次地区大会で紹介すること。

(本文終わり)

採択制定案 10-61*

地区協議会と会長エレクト研修セミナーの開催時期を変更する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 224 ページ)。

第 15 条 地区

15.020. 地区協議会

地区協議会は、多地区合同協議会でも可であるが、必要な技能、知識および意欲を持つロータリー・クラブの指導者を育成し、会員基盤を維持、および(または)増強し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じてロータリー財団を支援するために、なるべく4月あるいは5月中3月、4月、5月のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。ガバナー・エレクトが地区協議会に対し責任を持つものとする。地区協議会は、ガバナー・エレクトの指示および監督の下に、ガバナー・エレクトが立案、実施するものとする。特別な事情があれば理事会は、ここに定める時期以外の時期に地区協議会を開催することを認可できる。地区協議会に出席を要請されるのは、次期クラブ会長と次年度に重要な指導者の役割を務めるために次期会長により指名されたクラブの会員である。

15.030. 会長エレクト研修セミナー (PETS)

理事会が決定した通り地区内クラブ会長エレクトを指導し、研修を行うために、PETS を開くものとするが、多地区合同の PETS でも差し支えない。PETS は、毎年、なるべく3月中2月または3月中に開くものとする。ガバナー・エレクトが PETS に対し責任を持つものとする。PETS は、ガバナー・エレクトの指示および監督の下に、計画・実施するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-63

地区大会で投票を行う委任状による代理者の指定に関する規定を改正する件
国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 226 ページ)。

第 15 条 地区

15.050. 地区大会の投票

15.050.3. 委任状による代理者

所属地区の大会が開催される国と異なる国に所在するクラブは、クラブの欠席選挙人の委任状による代理者を指定することができる。このようなクラブは、このような委任状による代理者についてガバナーの承諾を得なければならない。委任状による代理者には、自分のクラブの会員もしくはクラブの所在する地区の他のクラブの会員が含まれる。その代理は、当該クラブの会長および幹事によって証明されなければならない。その委任状による代理者は、既に持っている投票権のほかに、自分が委任状による代理者となっている欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができるものとする。

(本文終わり)

採択決議案 10-65*

新入ロータリー・クラブ会員を対象に研修セミナーの実施をガバナーに推奨することを検討するよう、RI 理事会に要請する件

近年、多くのクラブで、クラブの会員教育能力や指導力の低下、会員増強の早急化等で、新入会員に対し、入会前後に満足な教育が行われていない。

その結果、少なからぬ新入会員はロータリーに対する基本的な知識、理解が乏しく、クラブへの愛着、例会出席への意欲が感じられない。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、このような状況を踏まえ、入会 3 年未満の会員に対する研修セミナーの開催を、地区ガバナーに推奨することを検討することとする。こうした地区研修セミナーにより、新入会員の資質が向上し、クラブ例会の活性化に貢献し、ひいては会員増強へと結びつくものである。

(本文終わり)

採択決議案 10-69

RI とロータリー財団の人道的プログラムに地雷救済活動を含めることを検討するよう
RI 理事会に要請する件

世界中の何千というロータリアンは、対人地雷被害者が抱える深刻な苦しみを和らげ、生活の質を高められるよう援助してきた。

対人地雷は、軍事的な防衛目的ではもはや必要とされていないが、人々を怯えさせたり、国の経済、活動、農業、交通を麻痺させることのみを目的として使用されている。

対人地雷犠牲者の 80 パーセントは一般市民であり、その大半は子供、しかも犠牲者の 4 人に 1 人は 5 歳未満である。

恐るべき兵器の影響を和らげるために対人地雷の被害者に義肢や社会復帰プログラムを提供することしかできない状況は、援助活動を行っているロータリアンにとって満足のいくものではない。

被害者の援助に加え、毎日生み出されるこの苦しみの原因をなくすことは、至極道理にかなった当然のことであり、思いやりある行為である。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は以下を検討するものとする。

- 地雷被害者の援助を RI の人道的プロジェクトの範囲内で主要な焦点とすること。
- 地雷被害者の援助がロータリー財団プログラムの中で主要な焦点となるよう、ロータリー財団管理委員会に働きかけること。
- 国際ロータリーとロータリー財団の教育的プログラムの範囲内で、世界中で対人地雷の原因およびその被害による大勢の苦しみを究極的になくすような活動を促進すること。

(本文終わり)

採択決議案 10-70

RI とロータリー財団の人道的プログラムに地雷救済活動を含めることを検討するよう
RI 理事会に要請する件

100 年間にわたり、ロータリアンは、疾病や伝染病、水不足、自然災害、貧困、飢餓に起因する人間の悲惨な状況を軽減する援助を行ってきた。

地雷被害者のために全世界的な救援活動を行っている「MINE-Ex プロジェクト」には、世界中のロータリアンから支援とともに、多大な寄付が寄せられている。このプロジェクトは、人間の慈悲の心を示す多くの例の一つにすぎない。70 カ国以上における地雷の蔓延によって毎日大勢の新たな犠牲者が出ており、この活動への支援をさらに広げることが必要とされている。従って、私たちは、国際ロータリー (RI) とロータリー財団 (TRF) に対し、地雷被害者のための救済活動を人道的プログラムの主要な焦点とすることを求める義務があると感じている。

RI は、苦難と悲慘が及ぼす結果と闘っているだけでなく、ポリオウィルスの撲滅という称賛に値すべき長年の活動が明らかに示すように、その大儀のために闘っている。悲しいことに、地雷、そして足を失い、障害を負った数十万の犠牲者は、人間の手によるものである。従って、これら地雷とその結果日々生み出される犠牲者を世界からなくす必要があることを、同じ人間に説得しなければならない。この活動は、この問題を優先させ、RI と TRF のプログラム (例えば、平和および紛争解決研究プログラムなど) の中に統合することによって達成できる。

生涯負った身体の障害を乗り越え、ある程度の生活の質を取り戻すことができるよう、世界中の何千ものロータリアンは、地雷被害者たちを支援している。

地雷は、軍事的な防衛目的ではもはや必要とされていないが、ほとんどは人々を怯えさせたり、国の経済や農業、交通状況を妨げるために使用されている。

地雷犠牲者の 80 パーセントは一般市民であり、その大半は子供、しかもその犠牲者の 4 人に 1 人は 5 歳未満である。

この恐るべき兵器の影響を和らげるために義肢と社会プログラムを提供することしかできない状況は、援助活動を行っているロータリアンにとって満足いくものではない。

被害者の援助に加え、毎日起こるこれらの不幸の原因をなくすことは、至極道理にかなった当然のことである。

(四つのテストの 2 項目と 4 項目によると)ロータリーは、公平かつ他者の幸せを尊重すること、個人生活と事業生活において道徳的水準を高め、国際間の理解と平和を推進するよう献身することを、その会員に求めている。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は以下を検討するものとする。

- 地雷の流通や使用の原因を調査し、これと闘い、地雷の被害による苦難を和らげることをロータリーの優先事項とすること。
- ロータリーの人道的プログラムにおいて、地雷被害者の援助を優先的な重点分野とすること。
- ロータリー財団プログラムの中に、地雷被害者のためのプログラムを採択するよう、ロータリー財団管理委員会を説得すること。
- RI と TRF のプログラムにおいて、世界中で地雷がもたらしている大きな人間の苦しみの原因をなくすような活動を推進すること。
- ロータリアンの基本原則に一致する限り、全世界からの地雷の追放を推進するあらゆる活動を支援すること。

(本文終わり)

採択決議案 10-71

ロータリー平和コミュニティー (Rotary Peace Communities) の新プログラムを実施することを検討するよう RI 理事会に要請する件

ロータリーの綱領は、世界理解と親善と平和を推進するようロータリアンに求めている。

歴史的に、世界平和は RI のプログラムと活動の重要な一部となっている。

平和コミュニティーは、ロータリーの社会奉仕プロジェクトとして実施されており、地域社会レベルでの親善と平和を目に見える形で宣言する手段として、一層その重要性を増している。

世界中のさまざまなロータリー・クラブと地区によって、70以上のロータリー平和コミュニティーが作られ、宣言されている。

献身的なロータリアンのリーダーのグループが、近年、4回の平和サミットを開催し、これにはロータリー平和コミュニティー・プログラムとウェブサイトの開発が含まれていた。

ロータリー平和コミュニティー・プログラムが継続され、世界中で一貫して認知されるには、方針の枠組みを整えることが望ましい。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリー平和コミュニティーを育む新しいロータリーのプログラムを承認、実施するとともに、既に宣言された既存のロータリー平和コミュニティーを認知することを検討するものとする。

さらに、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、将来のRI会長に対し、毎年、会長の強調事項にロータリー平和コミュニティー・プログラムを含めることによって、ロータリーの綱領を強調するよう要請することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 10-73

世界平和のためのロータリアン宣言を採択することを検討するよう
RI理事会に要請する件

近年、人類は全世界的な問題に直面しており、この問題は国家間の理解、親善、平和をもってはじめて解決が可能なものである。ロータリアンとしての私たちの責任は、そうした方向で行動を起こすことである。

国際ロータリーは、国際連合を、その創設時である1945年から支えてきた。世界平和へ向けたこの協力関係は、「世界平和のためのロータリアン宣言」に世界中の大勢のロータリアンが署名し、個人的に誓うことを通じて、強化されると考えられる。

その宣言は、以下のようなものである。

世界市民として、私たちは、「国際連合の強化」を支持することを宣言する。その目的は、1945年に国際ロータリーの強力な支援の下に誕生したこの崇高な組織が、以下の目標の実現に必要な効果を発揮できるようにすることである。

第一:あらゆる人間の尊厳を認識するために、世界中で国連の世界人権宣言を実現すること。

第二:環境全般を効果的に守ること。特に、全人類のための大気汚染と水汚染の防止に向けた活動とプログラムを優先すること。

第三:あらゆる国で維持可能な開発を目指し、全人類のために不衛生な環境、飢餓、非識字を減らすために必要な発展をもたらすこと。

第四：人々が平和に暮らし、ロータリーの綱領の第4項を実現する効果的な手段としての国際法の原則と価値を実行に移すため、あらゆる国が協力し、その責任を果たすこと。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、ロータリーの綱領の第4項目に基づく文書として「世界平和のためのロータリアン宣言」を検討するものとする。また、これに自由に署名し、世界平和のためのロータリーの行事で使用するようロータリー・クラブに推進することを推奨するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 10-75

指定された被災地に一時的な救援物資を緊急に発送するための世界的リソースを研究、開始することを検討するよう、RI理事会に要請する件

最近広く報じられた世界各地の災害では、現場での緊急救命措置やその他のニーズに迅速に対応する政府や援助団体の能力の欠如と思われる事態が浮き彫りとなった。

「シェルターボックス」として知られる Helston-Lizard ロータリー・クラブ(英国)のプログラムは、緊急対応の価値ならびに実行が可能であることをはっきりと示したと思われる。従って、国際ロータリーは、これをさらに幅広い包括的な規模に発展させるための手本とすることができるであろう。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、指定された被災地に一時的な救援物資を緊急に発送するための世界的リソースを研究、開始するようRIの災害救援委員会に指示することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 10-76

環境問題に対する認識を高めることを検討するようRI理事会に要請する件

気候変動は世界中の文明が直面する最大の課題であり、国際ロータリーが、人道的な国際組織の第一人者としてこの課題に取り組む方針を実施することが極めて重要である。

ロータリーの価値とは、環境悪化の影響を最も受けやすい貧しい人々や恵まれない人々を援助することである。RIは、現在、環境保護を比較的低い優先順位に置いており、これを引き上げる必要がある。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は以下を検討するものとする。

- 1) 主要な環境問題に対する認識を高め、この認識を人道的プログラムと社会奉仕プログラムの両方、ならびに私生活にも反映させるようロータリアンを奨励すること
- 2) 地元や海外の地域社会において環境問題に取り組むロータリー・クラブと地区を支援、指導するため、新しい委員会、または実行グループ(支援グループ)を設置すること

(本文終わり)

採択決議案 10-78

持続可能なクリーンエネルギー・プロジェクトの支援を検討するよう RI 理事会に要請する件

ロータリーは、保健、教育の支援、貧困の緩和などを通じて、すべての人々の福利の改善を目指している。

調理、暖房、保健、明かり、仕事、通信、交通のためのエネルギーの利用は、すべての人々の福利にとって不可欠である。

エネルギー源として化石燃料に頼ることは、気候の悪化、環境汚染、富の不公平配分、政情不安定の増加などの危険性を大幅に高め、生活の質の低下を招く。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、持続可能なクリーンエネルギー・プロジェクトの支援を通じて、地域社会のエネルギーの自給自足という目的を支援することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-87*

第五奉仕部門、「新世代奉仕」を加える件

標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 242～243 ページ)。

第 5 条 四五大奉仕部門

ロータリーの四五大奉仕部門は、本ロータリー・クラブの活動の哲学的および実地的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理想を生かしていくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うことが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。

5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(本文終わり)

採択決議案 10-94

アーリーアクト・クラブ (EarlyAct clubs) を承認することを検討するよう
RI 理事会に要請する件

アーリーアクト・クラブは、母校をはじめ、地元や世界の地域社会に奉仕する機会を小学校就学年齢の生徒に提供することによって、その指導力と市民としてのスキルを育むものである。

アーリーアクトの使命は、親善、理解、平和を推進することである。

アーリーアクト・クラブは、「四つのテスト」の適用をはじめとするロータリーの理想に従い、ロータリー・クラブにより提唱され、ロータリアンの指導を受けるものである。

アーリーアクト・クラブは、プロジェクトを選び、自分たちで立案したプロジェクトに参加し、その資金調達を計画する。こうしたプロジェクトは、自分たちが特定したニーズに効果的に応える方法について、生徒たちが行った調査に基づいている。

アーリーアクトと同じ目標を掲げた高校生のためのインターアクト・クラブは、ロータリーの価値あるプログラムとして RI に正式に承認されている。

アーリーアクト要覧が作成されており、関心のあるロータリアンは www.earlyact.com からダウンロードできる。

RI は「新世代のための月間」を設け、青少年育成を支援するロータリーの活動に焦点を当てている。

アーリーアクトは、世界中の小学校年齢の生徒に親睦と奉仕の発展への参加を奨励するため、承認され、支援が提供される必要がある。また、青少年の虐待とハラスメントに関する標準的方針に含められる必要がある。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、アーリーアクト・クラブを正式に承認することを検討するものとする。

(本文終わり)

採択決議案 10-102*

インナー・ホイールを RI の貴重な活動の仲間として認証することを検討するよう
RI 理事会に要請する件

世界中で非常に多くのロータリー・クラブが、ロータリアン(現・元)の親戚の女性から成る団体であるインナー・ホイール・クラブを有している。

インナー・ホイール・クラブは、独自またはロータリー・クラブと協力して、称賛すべき数々の卓越した奉仕プロジェクトを行っているため、各ロータリー・クラブにとって欠かせない熱心な協力者となっている。

両団体の協力活動の成功は、素晴らしいものであるだけでなく、人と人のつながりを強めるものである。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、インナー・ホイールをロータリーの貴重な活動の仲間として認証するよう検討することとする。

(本文終わり)

採択決議案 10-110

ロータリアンのパートナーを財団の補助金・奨学金プログラムの無資格者として
検討するよう、管理委員会に要請する件

ロータリー財団は、プログラムを運営し、資金を提供しているが、これらのプログラムにとって肝要なのは、一定の有資格、無資格を具体的に定めた基準である。

ロータリアンと緊密に結びついているロータリアンまたは人物はすべて、ロータリー財団プログラムの恩恵を受けるべきではないということは、妥当である。

ロータリアンと婚姻関係にある申請者を無資格とする基準はあるが、今日、国によってはよく見られるようになった「事実上」「シビル・ユニオン(市民結合)」やその他「同棲」といった種類の関係については、無資格とする基準がない。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、現在のロータリー財団章典の第 7.030 節とロータリー財団細則の第 9.3 節を改正し、無資格者に以下の人物を含めるようロータリー財団管理委員会に要請することを検討するものとする。

- 1) ロータリアン、名誉ロータリアン、クラブ・地区・その他のロータリー関連組織・国際ロータリーの職員、これらの直系卑属の「パートナー」、すなわち、現在、もしくは過去 36 カ月以内に「事実上」「シビル・ユニオン(市民結合)」、またはその他の「同棲」といった種類の関係(当該国の法律により定義された通り)にある者。または、
- 2) 現在、もしくは過去 36 カ月以内にロータリアンと「事実上」「シビル・ユニオン(市民結合)」、またはその他の「同棲」といった種類の関係(当該国の法律により定義された通り)にある者の直系卑属、あるいは直系卑属の配偶者または「パートナー」。または、

- 3) ロータリアンの兄弟姉妹(同父母、異父、異母、養子を問わない)、あるいは過去 36 カ月以内にロータリアンとなったことのある人物。

(本文終わり)

採択制定案 10-124

財団管理委員の選出手続きを改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 239 ページ)。

第 22 条 ロータリー財団

22.020. 管理委員会

会長が、~~理事会の承認を得て、任命した~~推薦し、~~理事会が選出した~~15名の管理委員がいなければならない。管理委員のうち4名は、RIの元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 10-125

財団管理委員の任命の時期を変更する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 239 ページ)。

第 22 条 ロータリー財団

22.020. 管理委員会

会長が、~~理事会の承認を得て、任命した~~15名の管理委員がいなければならないず、おのおのの管理委員は、就任する前の年度に、理事会の承認を得て会長エレクトが任命する。管理委員のうち4名は、RIの元会長とする。すべての管理委員は、財団細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 10-127*

人頭分担金を増額する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 233 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.030. 会費

17.030.1. 人頭分担金

各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払うものとする。~~2007-08 年度には半年毎に米貨 23ドル 50 セント、2008-09 年度には半年毎に米貨 24ドル、2009-10 年度には半年毎に米貨 24ドル 50 セント、2010-11 年度以降には半年毎に米貨 25ドル、2011-2012 年度には半年毎に米貨 25ドル 50 セント、2012-2013 年度には半年毎に米貨 26ドル、2013-2014 年度以降には半年毎に米貨 26ドル 50 セント。~~ただし、各クラブは半年ごとに、~~2007-08 年度に最低米貨 235ドル、2008-09 年度に最低米貨 240ドル、2009-10 年度に最低米貨 245ドル、2010-11 年度以降に最低米貨 250ドル、2011-2012 年度に最低米貨 255ドル、2012-2013 年度に最低米貨 260ドル、2013-2014 年度以降に最低米貨 265ドルを RI に支払うものとする。~~人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

17.030.5. RI の保有するパーセンテージ

半年ごとに RIBI 内クラブによって支払われる、第 17.030.4.項の規定する人頭分担金のうち RI によって保有される額は、毎年理事会によって決定され、次年度クラブによって支払われる人頭分担金に適用されるものとする。理事会は、RIBI 内のクラブに代わって RI が前年度支出した金額に基づいて、RI の保有額を決定するものとする。この金額には、ロータリーのプログラムを世界的に推進するための RI の一般運営費の比例分担額が含まれる。このように決定された金額に、RI の用途不指定の純資産への拠出金として~~米貨1ドル~~2010-2011 年度には半年毎に米貨 1ドル 25 セント、2011-2012 年度には半年毎に米貨 1ドル 50 セント、2012-2013 年度には半年毎に米貨 1ドル 75 セント、2013-2014 年度以降には半年毎に米貨 2ドルを加えるものとする。この加算額は、直前の年度の経験、現況、予測しうる将来の情勢を考慮して少なくとも 6 年ごとに検討を加え、増額、現状維持、減額を決めるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-138

RI 理事に弁済された全経費および RI 理事に代わって支払われた経費を
RI 年次報告に記載することを義務づける件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 235 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.080. 報告

会計年度終了後の 12 月末までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。この報告には、~~会長、会長エレクトおよび、会長ノミー、各理事に弁済されたすべての経費、~~ならびに~~会長、会長エレクトおよび会長ノミー、各理事の代わりに支払われたすべての経費が、~~各役職ごとに明記されるものとする。尚、この報告には、~~会長室に弁済されたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記するものとする。~~この報告書にはさらに、理事会、年次 RI 国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第 17.050.1.項に従って採択した予算、また必要であれば第 17.050.2.項に従って改定した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と 10 パーセント以上異なるときは、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。この報告書は、RI の現および元役員それぞれに配布されるものとする。クラブは請求すればこの報告書を手に入れるものとする。規定審議会の直前の年の監査報告は、審議会開会の少なくとも 30 日

前までに事務総長から審議会議員に郵送するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-139

管理委員に弁済された全経費および管理委員に代わって支払われた経費を
財団年次報告書に記載することを義務づける件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 239 ページ)。

第 22 条 ロータリー財団

22.060. 管理委員会の報告

管理委員会は、財団のプログラムと財務について少なくとも年 1 度 RI に報告するものとする。
財団の年次報告は、各役職ごとに、それぞれの管理委員会委員長および次期委員長に弁済されたすべての経費、ならびに代わって行われたすべての支払いが明確に記載されるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-140

RI 会長指名委員会の委員数を減らす件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 208～210 ページ)。

第 11 条 会長の指名と選挙

11.020. 会長指名委員会

11.020.1. 組織方法

会長指名委員会は、RI 理事指名のために設けられた 34 のゾーンから選挙された 3417 名の委員によって構成されるものとする。これらの委員は、以下のように選挙されるものとする。

- (a) 偶数の年には、各奇数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。
- (b) 奇数の年には、各偶数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。

11.050. 委員会による指名

11.050.3. 定足数と投票

委員会の委員 2412 名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。ただし、委員会の行う会長ノミニーの選出については、委員会委員のうち、少なくとも 2010 名の投票がそのノミニーを支持する票であることを要する。

(本文終わり)

採択制定案 10-142

理事職の資格条件を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 190 ページ)。

第 6 条 役員

6.050. 役員^の資格条件

6.050.3. 理事

RI の理事候補者は、かかる候補者として推薦される以前に RI のガバナーとしてその任期の全部を務めたことのある者でなければならない。ず(ただし、任期の全部に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない)、ガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。かかる候補者は、また、推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 10-149

RIBI で用いられる理事と会長指名委員会委員の選出手続きを改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 11 条(手続要覧第 208 ページ)

第 11 条 会長の指名と選挙

11.020. 会長指名委員会

11.020.1. 組織方法

会長指名委員会は、RI 理事指名のために設けられた 34 のゾーンから選挙された 34 名の委員によって構成されるものとする。

11.020.2. RIBI からの委員

ゾーン全体が RIBI の内にあるゾーン内の委員 1 名は、RIBI 年次大会において、または RIBI 審議会の定める方法および時期による郵便投票によって、選挙されるものとする。このような委員の氏名は、RIBI の幹事から事務総長に書式証言するものとする。

および第 12 条(手続要覧第 213～217 ページ)

第 12 条 理事の指名と選挙

12.010. ゾーン制の理事の指名

理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

12.010.6. ゾーン内のセクション

ゾーン内で公平に理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。セクション内のロータリアン数はほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に基づいてRI理事を指名するものとする。RIBIのクラブを含むゾーンを除き、ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはない。

12.010.7. RIBIのゾーンからの理事

ゾーン全体がRIBIの内にあるゾーン内またはゾーンのセクション内の理事1名は、RIBI年次大会においてそのゾーン内またはゾーンのセクション内にあるクラブによって選挙されるか、またはRIBI審議会の定める方法および時期による郵便投票によって、選挙されるものとする。このような委員の氏名は、RIBIの幹事から事務総長に書式証言するものとする。

12.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

12.020.1. 指名委員会手続の一般規定

理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体がRIBI内にあるゾーンまたはゾーンのセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員は、RIBI内の地区とRIBI外の地区の両方を含むゾーンを除き、ゾーン全域から集めるものとする。ただし、ゾーン内に2つ以上のセクションのある場合、ゾーン内の各セクションの地区の過半数が、地区大会で採択した決議によって、セクションからの選出に同意したなら、理事を指名するセクション内の地区から指名委員を選出するものとする。

指名委員会の選出について、このような合意が効力を有するためには、先ず、選出前の年度の3月1日までに地区ガバナーが事務総長にこの旨書式で証さなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような合意は無効になる。しかし、ゾーン内のセクションの過半数の地区が地区大会の決議で、この合意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書式で証さない限り、この合意は効力を有し続けるものである。

12.020.2. RIBI内のセクションとRIBI外のセクションを含むゾーンの指名委員会手続

ゾーン全体がRIBI内にあるセクションとRIBI外にあるセクションを含むゾーンにおいては、理事ノミニーとその補欠は、RIBI外のセクションで指名委員会手続により選出するものとする。
RIBI外のセクションの指名委員会は、そのセクションから選ばれるものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

12.030. 郵便投票手続

第12.020.節の規定によって、郵便投票によって理事ノミニーの選出をする場合、その手続は次に規定する通りとする。

12.030.1. 投票

ゾーン内のすべてのクラブが投票に参加するものとする。ただし、第12.020.1.項または第12.020.2.項の規定に従ってセクション内の地区から指名委員を選出するゾーンを例外とする。このようなゾーンは、RI理事を指名するセクション内のクラブだけが、投票に参加するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-151*

ガバナーの任務を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 228～229 ページ)。

第 15 条 地区

15.090. ガバナーの任務

ガバナーは理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うその地区における RI の役員である。ガバナーは地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの綱領を推進する任務を課せられている。ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すべきである。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任および次期地区指導者と協力して、地区内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、地区内において次の事項の責務を負うものとする。

- (j) ガバナー・エレクトに対して、選出後できる限り早く、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策の勧告案を提供すること。

(本文終わり)

採択制定案 10-154

ガバナー・ノミニーの選出に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 219～220 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.6. 指名の公表

指名委員会の委員長は、指名委員会の閉会后 24 時間以内に、選出した候補者をガバナーに報告する。ガバナーは、次に、指名委員会委員長から通知を受けてから 72 時間以内に、そのノミニーの氏名と所属クラブを地区内クラブに公表するものとする。この公表は、書簡、E メール、またはファックスのいずれかの方法でガバナーから地区のクラブに送られるものとする。

13.020.8. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過している地区内クラブは、ガバナー・ノミニーの対抗候補者を推薦することができる。年度初めの時点で設立からまだ 1 年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であることを条件に、対抗候補者を推薦することができる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議に従って提出しなければならない。クラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、指名委員会ガバナーによるガバナー・ノミニー選出公表から少なくとも 2 週間後 14 日以内とする。

13.020.9. 対抗候補者への同意

前記のように対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI 所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、この対抗に同意するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗者に同意する場合は、クラブは、例会で採択したクラブ決議を提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。地区内の、年度初めにおいて設立から少なくとも1年が経過している少なくとも他の5つのクラブ、または年度初めにおいて設立から少なくとも1年が経過しているクラブの年度初めにおけるクラブ総数の10パーセント、このうちいずれか多い数の同意を得た対抗候補者で、クラブの決議書がガバナーによって定められた通り、クラブ細則に従いクラブ例会で採択されたものである場合のみが有効とみなされる。

13.020.11. 対抗候補者の指名

定められた期限までに対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取っており、対抗候補者指名がその期限当日を含み期限当日から15日の期間が満了するまで有効である場合、ガバナーは地区内の全クラブにその旨を通知しなければならない。この対抗候補者の指名がガバナーの定める日まで有効であるなら、この通知には、各対抗候補者の氏名とその資格条件が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 10-155

ガバナー・ノミネーの対抗候補者に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第220ページ)。

第13条 ガバナーの指名と選挙

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.8. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過している地区内クラブは、前にクラブがガバナー指名委員会に対してガバナー・ノミネーの候補者を推薦した場合に限り、その候補者をガバナー・ノミネーの対抗候補者としてを推薦することができる。年度初めの時点で設立からまだ1年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であることを条件に、対抗候補者を推薦することができる。また、対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議に従って提出しなければならない。クラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、指名委員会によるガバナー・ノミネー選出公表から少なくとも2週間後とする。

(本文終わり)

採択制定案 10-157

ガバナー・ノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 220 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.020. ガバナーの指名手続

13.020.11. 対抗候補者の指名

定められた期限までに有効な対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取っており、対抗候補者指名がその期限当日を含み期限当日から 15 日の期間が満了するまで有効である場合、ガバナーはその期限から 7 日以内に、地区内の全クラブにその旨を通達しなければならない。この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件、および対抗候補者を出したクラブとこれに同意しているクラブの名前が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨明記されていなければならない。

13.020.12. 対抗候補者の指名が有効でない場合

上述の 15 日が経過したときに、~~有効な対抗候補者の指名が全部効力を失っていたならば~~を受け取らなかった場合、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナー・ノミニーと宣言する。ガバナーは、15 日以内にこのノミニーを地区内全クラブに通達しなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 10-159

ガバナー選挙の郵便投票の書式を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 221 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.040. 郵便投票の書式

ガバナーは、理事会の定める投票用紙を準備する。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を記す。次にクラブからガバナーが受け取った候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候補者が 3 名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、その際、選挙管理委員会の全委員が署名した投票用紙にクラブの投票を記入したうえ、ガバナーの許に届くよう返送することを要する旨の指示を添付して各クラブに対して 1 部郵送しなければならない。投票用紙は、ガバナーの定める期限までに返送しなければならない。その期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から 15 日以上 30 日以内の間に定めることを要する。各投票用紙はそれぞれ 1 票を表すものとする。ガバナーは、クラブが権利を有する票数に相当する数の投票用紙を各クラブへ送るものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-161

ガバナーの特別選挙に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 223 ページ)。

第 13 条 ガバナーの指名と選挙

13.070. 特別選挙

地区がガバナー・ノミニーを選出できなかった場合、もしくはガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、そして国際大会における役員の年次選挙に先立って、その地区が別のノミニーを選出しなかった場合、ガバナーが、第 13.020.節に従って指名手続を再度踏むものとする。同様に、国際大会において地区がガバナー・ノミニーを選出したが、国際協議会の少なくとも 3 カ月前までに資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、ガバナーは、第 13.020.節から始まる指名手続を再度踏むものとする。いずれの場合も、理事会が、指名されたロータリアンをガバナー・エレクトとして選挙するものとする。その後、ガバナー・エレクトが資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、理事会が、第 15.070.節の資格条件を備えたロータリアンを空席の役職に選挙するものとする。ただし、ガバナー・エレクトもしくはガバナー・ノミニーが任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合に、その後継者の選挙手続が地区により正式に完了している場合には、定められた通り国際大会または理事会によって選出されることを条件として、この後継者に引き受ける意思があれば、この者が自動的に空席の役職に就くものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-162

役員の指名に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 206 ページ)。

第 10 条 役員の指名と選挙 一般規定

10.040. 指名される資格がない人

10.040.1. 指名委員会

書面で指名委員会の委員となることに同意した者、その補欠者、現実に指名委員に選ばれる選べられないにかかわらず指名委員候補者、また1度選ばれて、その後辞退した指名委員候補者、また、その配偶者、子供、親は、その指名委員会が選ぶはずだった年度の役職に指名される資格はない。

(本文終わり)

採択制定案 10-164

選挙に関する申し立ての審査手続を明確にする件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 206～207 ページ)。

第 10 条 役員 の 指名 と 選挙 一般規定

10.060. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

10.060.1. ~~禁止されている活動~~

ロータリーの被選役職における職務に最適任のロータリアンが選ばれるようにするため、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動、あるいは別の活動によって、肯定的、否定的を問わず選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も禁止されている。ロータリアンは、選挙によって任命される RI の役職に就くために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行ってはならないし、自分の代わりの人に、または他の人の代わりにこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物、書状その他(電子メディアや電子通信手段を含む)を、クラブまたはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはこれに代わる他の人々が配布もしくは回覧してはならない。候補者が、自分に代わって、このような禁止されている活動が実施されているのに気付いたなら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示しなければならない。

10.070. 選挙審査手続

10.060.2-10.070.1. 申し立て

本節に違反している RI 被選役職の選出手続きまたは RI 選挙の結果について疑いがある、という申し立ては、クラブが書面で申し立てない限り考慮されないものとする。この申し立ては、少なくとも他の五つのクラブまたは RI 現役員の同意を得なければならない。すべての申し立ては、投票結果の発表後 21 日以内に証拠書類を添えて事務総長に提出するものとする。違反したとの十分な証拠が存在する場合、地区、ゾーン、地域の会合における会長代理も申し立てを開始できる。この代理はその証拠を事務総長に回付するものとする。事務総長は、公表されている理事会手続に従って、申し立てについて決定を下すものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

採択制定案 10-164A*

選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件

RI 細則を次のように改正する(手続要覧第 207 ページ)。

第 10 条 役員 の 指名 と 選挙 一般規定

10.060. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

10.060.3. 理事会の審議

理事会は、このような申し立てを十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下するか、当該被選役職または将来の RI 役職、あるいは、その両方に対し候補者を失格とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補者を失格させるには 3 分の 2 の投票を必要とするが、その失格は、理事会の定める RI 役職に一定期間適用される。理事会は、第 10.060.1 項に反したロータリアンに対し、公正とみなされる措置を講じることができる。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知される。

10.060.4. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て

細則あるいは標準クラブ定款の規定にかかわらず、以下を定めるものとする。

- (a) 地区の選出したガバナー・ノミニーについて、過去 5 年以内に、第 10.060.2 項に基づく不服申し立てが 2 件以上あり、RI 細則あるいは選挙への申し立て手順に違反するとみなすに十分な理由がある場合、理事会は次の措置を取ることができる。
1. ノミニーと一部またはすべての候補者を失格とし、地区内のクラブに所属する元ガバナー 1 名をガバナーとして選出する。
 2. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行ったガバナー、ガバナー・エレクト、あるいはガバナー・ノミニーを解任する。
 3. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った現 RI 役員または元 RI 役員は、現 RI 役員または元 RI 役員とみなされなくなるものとする。
- (b) 地区の選出したガバナー・ノミニーについて、過去 5 年以内に、3 件以上の不服申し立てが出た場合、理事会は当該地区を解散し、各クラブを近隣地区に割り当てることができる。第 15.010 節の規定は本項に適用されないものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

採択制定案 10-165

RI の第二の標語を改正する件

2004 年規定審議会は、第二の標語「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる (He Profits Most Who Serves Best)」を「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる (They Profit Most Who Serve Best)」に変えるため、決議 04-271 を採択した。

2007 年規定審議会は、決議 07-109 を採択した。この決議は、職業奉仕は個人の行動によって実践されるという哲学に基づく第二の標語の原形の意図を反映させるため、この標語を改正することを検討するよう RI 理事会に要請するものであった。

「one」という言葉は、特定の性別を示唆するものではないため、「he/she」より混乱を招きにくい。

よって、2010年規定審議会が「One Profits Most Who Serves Best(最もよく奉仕する者、最も多く報いられる)」をロータリーの第二の標語として採択することを決議する。

(本文終わり)

採択制定案 10-167*

地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 224 ページ)。

第 15 条 地区

15.010. 創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、クラブ数が ~~3033~~ 未満あるいはロータリアンの数が ~~1,000~~1,200 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、クラブ数が ~~3033~~ 以上あるいはロータリアンの数が ~~1,000~~1,200 名以上のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、該当するガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。

第 15.010.節に関する暫定規定

2010年規定審議会で採択された制定案 10-167により第 15.010.節が改正されたが、これに従い、2012年7月1日までは、表示されている両方の箇所において、33という数は30、1,200という数は1,000となるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-168

ロータリー財団の資金管理の方針に従わなかったクラブの加盟を停止または終結させる権限を RI 理事会に与える件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 185 ページ)。

第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または除名する理事会の権限

3.030.3. 財団の資金管理に関する方針の遵守を怠ったことによる加盟の停止または終結
理事会は、ロータリー財団の資金を悪用した会員、またはロータリー財団の資金管理の方針に違反した会員を保有しているクラブについて、その加盟を停止または終結させることができる。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

採択制定案 10-169

加盟停止となったクラブの復帰と終結の時期を規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 185 ページ)。

第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または除名する理事会の権限

3.030.5. 加盟停止期間

理事会は、会費または RI に対するその他の金銭的債務、または承認された地区資金への賦課金が全額支払われたと判断した時点で、または、クラブが、ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対するすべての申し立てに適切に対処したという証拠があると判断した時点で、または、然るべき理由による懲戒に至った問題が解決されたと判断した時点で、加盟停止となっていたクラブの加盟会員としての権利を復帰させるものとする。そのほかのあらゆる場合で、加盟停止の原因が 6 か月以内に改善されなかった場合には、理事会はそのクラブを終結させるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-172

監査委員会の職務権限を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 231～232 ページ)。

第 16 条 委員会

16.110. 監査委員会

理事会は、~~6~~7 名から成る監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会委員には、毎年理事会によって任命される 3 名の現職の理事会メンバーと毎年管理委員会によって任命される 2 名の現職のロータリー財団管理委員を含むものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される 2 名の委員を含めるものとする。これらの委員は、理事会のメンバーでもロータリー財団管理委員でもないものとし、3 年ごとに 1 名ずつ任命され、6 年の任期を 1 期務めるものとする。理事ではない 3 名の委員は、6 年の任期を一期務めるものとし、~~常時 6 名から成る委員会構成にするために、隔年に 1 名ずつ任命する。~~監査委員会は、必要に応じて、RI とロータリー財団の財務報告、外部監査、内部管理システム、内部監査、その他の関連事項について審査し、理事会に報告するものとする。委員会は、会長、

RI 理事会、または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、年に 3 回まで会合を開くものとする。また、会長あるいは委員会委員長が必要とみなした場合には、会長または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査委員会委員長または同委員長が指名した人物が、委員会への連絡担当者(リエゾン)を務めるものとする。本委員会は、理事会と管理委員会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に任務を遂行するものとする。

第 16.110.節に関する暫定規定

2007 年 7 月 1 日より、3 人の理事ではない委員が任命される。理事でない委員の 1 人は 2009 年 6 月 30 日に終了する 2 年間の任期を務め、2 人目の理事でない委員は 2011 年 6 月 30 日に終了する 4 年間の任期を務め、3 人目の理事でない委員は 2013 年 6 月 30 日に終了する 6 年間の任期を務めるものとする。制定案 10-172 に従って 2010 年規定審議会で採択された第 16.110. 節の改正は、理事会により適切とみなされる形で実施されるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-173

長期計画委員会の職務権限を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 231 ページ)。

第 16 条 委員会

16.100. 長期計画委員会

理事会は、6 名から成り、長期計画委員会を任命するものとする。各そのうち 4 名の委員は 6 年の任期を 1 期務め、隔 3 年毎に 2 名ずつ任命されるものとする。長期計画委員会を任命し、残りの 2 名は理事会のメンバーとし、毎年任命されるものとする。委員は、元会長または現任の理事あるいはロータリー財団管理委員であってはならない。長期計画の立案、RI プログラムと活動、および財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、RI 理事会または委員会の委員長が決定する時および場所において、通知の上、毎年 3 回会合を開くものとする。ただし、会長あるいは RI 理事会によって必要とみなされた場合には、会長または理事会が決定する時および場所において、通知の上、その年度を通じさらに 1 回以上の追加の会合を開くことができる。長期計画委員会は、理事会の検討のために長期計画案を作成し、推奨し、また修正するものとする。任務の遂行にあたっては、長期計画を見直し、理事会に勧告を行うために、少なくとも 3 年に一度はロータリアンとロータリー・クラブを対象に調査を行うものとする。さらに、次年度のプログラムが長期計画と一貫しているかどうかを判断するために、プログラムについて会長エレクトと検討、協議し、また理事会により指定されるその他の任務を遂行するものとする。長期計画委員会は、近い将来に拡張される可能性のある国々も含め、各大陸におけるロータリアン候補者の人口の変化に関する調査を考慮に入れることによって、こうした変化が各ゾーンの会員組織に及ぼす影響を予測するものとする。

16.100.1. ~~委員会への連絡責任者~~

~~会長は、そうした委員会と理事会の連絡責任者を任命するものとし、任期は2年とするものとする。~~

第 16.100.節に関する暫定規定

制定案 10-173 に従って 2010 年規定審議会で採択された第 16.100.節の改正は、理事会により適切とみなされる形で実施されるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-176*

インターアクトに関する RI 常任委員会を設置する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 230 ページ)。

第 16 条 委員会

16.010. 定数と任期

理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクト、インターアクトに関する常任委員会をはじめ、RI に最もためになると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。(1)コミュニケーション:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(2)定款細則:3名の委員から成り、毎年、任期3年でひとりずつ任命する。ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含め、4名の委員から成る。(3)国際大会:6名の委員から成り、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。(4)地区編成:3名の委員から成り、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。(5)選挙審査:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(6)財務:8名の委員から成り、うち6名は、毎年2名ずつ任期3年で任命される。また、RI 財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務めるものとする。(7)ローターアクトおよびインターアクト:6名の委員会から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命され、最低3名のローターアクト会員が含まれる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第 16.050.節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

(本文終わり)

採択決議案 10-182

「社会奉仕に関する 1923 年の声明」の第一項を、奉仕の哲学の定義として
使用することを検討するよう RI 理事会に要請する件

「決議 23-34」は 2007 年のロータリー章典から削除された。

「社会奉仕に関する 1923 年の声明」の第 1 項には、次のように述べられている。
“ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づいている”

1923年、セントルイス大会で採択された決議 23-34 は、現在まで数回の修正が行われ、現在の2007年の手続要覧には、「社会奉仕に関する1923年の声明」として掲載されている。

当初、この決議 23-23 は、「国際ロータリーならびにロータリー・クラブの未来の指針として綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表した」ものとして採択された。しかし、時代の変遷に連れ、その内容の一部は、現在のロータリーの方針や、活動内容にそぐわない部分が認められるのも事実である。しかし、この決議文の第1項は、私たちロータリアンにとって決して無駄な決議ではなく、この決議文は、永遠にロータリアンの活動の哲学として残すべきものである。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、第1項を、奉仕の哲学の明確な定義として扱うことを検討するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-183

ロータリアンがインターネットを通じて機関雑誌を受け取ることを認める件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第238ページ)。

第20条 機関雑誌

20.020. 購読料

20.020.2. 購読義務

米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料購読者とならなければならない。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代わって RI に送金しなければならない。各会員は、印刷された雑誌を郵送で受け取るか、インターネットで電子版の雑誌を受け取るかを選択できるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-186

機関雑誌の合同購読を認める件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第238ページ)。

第20条 機関雑誌

20.020. 購読料

20.020.2. 購読義務

米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料購読者とならなければならない。同じ住所に住む2人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する

選択肢がある。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代わって RI に送金しなければならない。

20.030. 雑誌の購読

20.030.1. 購読義務

米国およびカナダ以外のクラブの各会員が、RI の機関雑誌または RI の理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者とならなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。本人が会員となっている限り、その購読を続けなければならない。

さらに、標準ロータリー・クラブ定款を次のように改正する(手続要覧第 250 ページ)。

第 14 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 購読義務。 RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌または RI 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読の期間は、6 カ月を 1 期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1 期の途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-190*

旅行経費の支払いに関する方針を RI 細則に定める件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 235 ページ)。

第 17 条 財務事項

17.090. 旅行

RI またはロータリー財団の経費で旅行をする人にはすべて、役職(元あるいは現職)または旅行の目的を問わず(ただし、元会長、会長、会長エレクト、理事、ロータリー財団管理委員長と管理委員、事務総長、およびこれらの配偶者・パートナーを除く)、RI またはロータリー財団のその旅行の目的を満たす、入手可能なエコノミークラスの航空券が発券されるか、またはその経費が支払われるものとする。個人的な必要性を満たすために旅程に加えられる変更はすべて、旅行者自身の費用において行われるものとする。会長、会長エレクト、ロータリー財団管理委員長、事務総長、およびこれらの配偶者・パートナーは、その任期中、入手し得る限りでビジネスクラスまたはファーストクラスのうち高い方のクラスで旅行し、その後は入手し得る限りでビジネスクラスまたはエコノミークラスのうち高い方で旅行をするものとする。現職の理事または管理委員は、その任期中、入手し得る限りで最も廉価なビジネスクラスまたはファーストクラスで旅行をするものとする。

(本文終わり)

採択決議案 10-191

カムリーバンクをRI元会長の文書の記録保管所とすることを検討するよう
RI理事会に要請する件

ポール・ハリスは、1912年から1947年までカムリーバンクに住んでいた。ポール・ハリスの存命中には、ほとんどの国際ロータリー会長がカムリーバンクを訪れ、カムリーバンクは、ハリスに続いて国際ロータリーの会長となった人々のための、初の真なる国際的な集いの場所となった。

カムリーバンクはビバリー歴史地区にあり、現在はロータリアンの理事会を持つ非営利財団が所有している。ポール・アンド・ジーン・ハリス・ホーム財団の使命は、世界中のすべてのロータリアンが利用できるよう、この家を修理、修復することである。カムリーバンクは、将来の世代がロータリーの歴史について学べるよう、国際ロータリーの元会長の文書と記念品を保管できる。

ポール・アンド・ジーン・ハリス・ホーム財団は、非営利非課税財団として米国国税庁より承認されており、イリノイ州の下で非営利団体として登記されている。

住宅ローンの支払いと修復のための寄付は、世界的な経済危機のために減りつつあり、また、2006年以来、カムリーバンクは、安全で利用しやすい建物とするために必要な修復のため、利用できない状況となっている。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、世界中のロータリアンがこの国際ロータリーの生誕地を保存することに関心を持っていることを考慮し、ロータリー生誕地の修復の援助に対する関心を集め、これを高めるために、「カムリーバンク」と呼ばれるこの家を国際ロータリーの元会長の文書の記録保管所とすることに同意するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-198

RI会長が規定審議会の特別議員を3名まで任命できると規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第196～197ページ)。

第8条 規定審議会

8.010. 審議会議員

審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

8.010.7. 特別議員

会長が任命した場合、3名まで審議会の投票権を有しない特別議員は3名以下とすることができる。この特別議員は、後段の第8.100.節に規定する任務と責務を負い、会長が任命する。特別議員は審議会議長の指示の下にその任務を遂行するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-203*

立法案の提案者に趣旨および効果の提出を義務づける件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 193～195 ページ)。

第 7 条 立法手続

7.037. 正規の手続で提出された立法案、欠陥のある立法案

7.037.1. 正規の手続で提出された立法案

次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した立法案と見なされる。

- (a) それぞれ、細則第 7.035.節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。
- (b) 立法案の提案者に関する細則の第 7.020.節の規定に合致していること。
- (c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第 7.030.節の規定を満たしていること。
- (d) 提案者は、立法案が検討を求める課題あるいは問題を明記し、その立法案がどのようにその課題あるいは問題に対処または解決するかを説明する趣旨および効果に関する声明文を、300 語以内で提出すること。

7.050. 理事会での立法案の審査

7.050.5. 立法案の公表

事務総長は、審議会が開かれるロータリー年度の 9 月 30 日までに、定款細則委員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに 10 部、規定審議会の全構成員に 1 部、すべての元理事に 1 部、希望したクラブの幹事に 1 部郵送しなければならない。立法案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブサイトからも入手できるようにしなければならない。

(本文終わり)

採択制定案 10-205

審議会決定の一時保留に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第201ページ)。

第 8 条 規定審議会

8.140. 審議会の決定

8.140.4. 審議会の決定の一時保留

立法案に関する審議会決定は、クラブの有効投票の少なくとも 105 パーセントに相当するクラブが反対の意思表示をした場合、その効力は保留されるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-208

ロータリアンは3回を超えて規定審議会に代表議員として出席してはならないと規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第196ページ)。

第8条 規定審議会

8.010. 審議会議員

審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

8.010.1. 代表議員

第8.050.節、第8.060.節、および8.070.節の規定により、各地区ごとに1名の代表議員が地区内クラブから選挙される。無地区クラブは、それぞれ、自分に好都合と思う地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。いかなるロータリアンも、代表議員として審議会に3回を超えて出席してはならない。

(本文終わり)

採択制定案 10-210

地区大会における審議会代表議員選挙手続きを改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第198ページ)。

第8条 規定審議会

8.060. 地区大会における代表議員選挙

8.060.3. 代表議員と補欠議員

過半数の投票を得た候補者を審議会代表議員とする。補欠議員を選挙するための次の投票が行われ、過半数を得た候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たし得ない場合にのみその任に就くものとする。候補者が2名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たし得ない場合にのみその任に就くものとする。候補者が2名を上回る場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票において1名の候補者が過半数を得た場合、第2位の票数を得た候補者が補欠議員となるものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-211

審議会代表議員の指名手続きを改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 199 ページ)。

第 8 条 規定審議会

8.060. 地区大会における代表議員選挙

8.060.5. クラブから代表議員を推薦

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

8.070. 郵便投票による代表議員の選挙

8.070.3. クラブから代表議員を推薦

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

(本文終わり)

採択制定案 10-217

RI 国際大会の代議員の座席について改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する(手続要覧第 205 ページ)。

第 9 条 国際大会

9.140. 代議員の座席

投票が必要な本会議においては、信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これらの代議員専用 to 各本会議場に確保されるものとする。

(本文終わり)

採択立法案 投票数一覧表

審議会 番号	賛成票	反対票	票数 合計	審議会 番号	賛成票	反対票	票数 合計
10-01	289	216	505	10-138	498	15	513
10-05	309	179	488	10-139	504	13	517
10-06*	430	85	515	10-140	346	167	513
10-07	431	76	507	10-142	378	135	513
10-09	321	178	499	10-149	435	54	489
10-11	436	68	504	10-151*	382	126	508
10-21	320	189	509	10-154	300	185	485
10-23*	297	208	505	10-155	263	242	505
10-27	310	201	511	10-157	418	90	508
10-40	283	231	514	10-159	372	127	499
10-41	353	153	506	10-161	429	67	496
10-50	284	229	513	10-162	349	135	484
10-52	307	193	500	10-164	464	33	497
10-53*	475	28	503	10-164A*	440	60	500
10-56*	437	77	514	10-165	352	129	481
10-59	337	165	502	10-167*	302	193	495
10-61*	423	87	510	10-168	469	35	504
10-63	372	136	508	10-169	454	29	483
10-65*	264	237	501	10-172	478	22	500
10-69	334	171	505	10-173	483	15	498
10-70	352	154	506	10-176*	343	162	505
10-71	405	101	506	10-182	444	66	510
10-73	395	109	504	10-183	266	238	504
10-75	361	148	509	10-186	257	244	501
10-76	284	231	515	10-190*	337	171	508
10-78	307	204	511	10-191	440	56	496
10-87*	263	250	513	10-198	408	99	507
10-94	306	207	513	10-203*	421	79	500
10-102*	303	210	513	10-205	285	214	499
10-110	360	136	496	10-208	366	141	507
10-124	464	45	509	10-210	417	84	501
10-125	453	54	507	10-211	287	201	488
10-127*	416	98	514	10-217	426	65	491

立法案 反対表明書式

反対する立法案 1 件につき 1 枚ずつ本書式を準備してください。クラブが 2 つ以上の採択立法案に対して反対票を投じたいと考える場合、この書式を複写してご使用ください。**書式は、2010 年 8 月 30 日までにエバンストンの世界本部に必着となります。**

- 1) **反対を投じる立法案:** 本クラブは例会において、以下の 2010 年規定審議会決定に対して、反対票を投じることに同意しました。

10- _____

- 2) **クラブの票数:** 各クラブは少なくとも 1 票を投じる権利があります。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で、以下のように投票数を有するものとします。

<u>クラブの会員数</u>	<u>投票数</u>
1-37 名	1
38-62 名	2
63-87 名	3
88-112 名	4
…などのように続く	

私は、(名誉会員を除く)本クラブの 2010 年 1 月 1 日現在の会員数に基づく投票数が、以下の通りであることを、ここに証します。

_____ 票(上記参照)

日付: _____ 会長: _____
署名

_____ 氏名(アルファベットで記入)

ロータリー・クラブ名: _____ 地区番号: _____

送付先:

General Secretary
c/o Council Services Section
Rotary International
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois 60201 USA

**本書式は 2010 年 8 月 30 日までに
エバンストン世界本部に必着となります。**

ファックス: 1-847-556-2123

Eメール: CouncilServices@rotary.org